

2024年6月

お客さま各位

「破産管財人口座開設手数料」の改定について

平素より、東日本銀行をご利用くださりまして誠にありがとうございます。
この度、東日本銀行では、破産管財人口座開設手数料を下記の通り改定いたします。
今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

2024年8月1日(木)

2. 改定内容

	改定前	改定後
手数料名称	破産管財人口座開設手数料	破産管財人等口座開設手数料
対象名義口座	破産管財人	破産管財人・相続財産管理人 相続財産清算人・不在者財産管理人
手数料	5,500 円(税込み)	16,500 円(税込み)

以上

〈本件に関するお問い合わせ〉

東日本銀行 インフォメーションセンター

フリーダイヤル 0120-600185

(ご利用時間は銀行営業日(平日)の午前 9 時から午後 5 時まで)